

(目的)

第1条 この制度は、追手門学院大学大学院(以下「本学大学院」という。)に進学し、研究活動を通じ研究能力又は高度な専門性を要する職業等を目指す者に対して授業料の一部を減免し経済的負担を軽減(以下「授業料減免」という。)することにより、自立した研究活動及び学修を奨励、かつ、支援することを目的とする。

(資金)

第2条 授業料減免は、次の各号をもって資金とする。

- (1) 寄付金
- (2) 大学の経常収入

(資格)

第3条 授業料減免は、本学大学院が定める入学手続きを行い、入学が決定している者でなければならない。

2 授業料減免は、本学大学院が実施する各入試における成績が優秀であり、かつ、第1条に定める目的が達成できると認められ研究科の推薦を得られる者でなければならない。

3 次の各号の1に該当する者については、対象外とする。

- (1) 外国籍で日本学生支援機構の定める奨学金申込資格に制限を受ける者。
- (2) 文部科学省学修奨励費等外部団体の奨学金を受けている者あるいは受けようとする者。
- (3) 本学大学院の他の奨学金又は学費減免措置を受けている者あるいは受けようとする者。

4 前第2項に定める者の内、本学大学院長期履修制度の許可を受けている者あるいは受けようとする者については、許可された履修期間内にて認めることがある。

(期間と申請)

第4条 授業料減免の期間は1年とし、申請は受給当該年度の4月30日までに行うものとする。

2 授業料減免を受けようとする学生は、所定の申込書を、所定の期日までに学生支援課に提出しなければならない。

3 授業料減免の期間は、願い出により最低修業年限内での延長を認めることがある。ただし、長期履修を許可された者は、許可された履修期間内での延長を認めることがある。

4 前項により、授業料減免の継続を願い出ようとするときは、第1項に定める期日までに継続願(所定用紙)を学生支援課に提出しなければならない。

5 申請(継続の申請を含む)しない場合は、辞退届を提出しなければならない。

(減免額)

第5条 授業料減免の金額は、年間授業料相当額(ただし、入学金、施設設備充実資金及び実験実習費を除く。)の30%とする。ただし、長期履修を許可された学生の授業料減免の金額は、当該年度に納付する年間授業料相当額(ただし、入学金、施設設備充実資金及び実験実習費を除く。)の30%とする。

2 授業料減免は、後期納付金納付時に、その期の授業料から前項に定める授業料減免の金額を減額してこれを行う。

3 授業料減免の継続が認められた場合の交付も、前項に準じてこれを行う。

(採用)

第6条 授業料減免の採用は、第3条に規定する資格を有する者の中から各研究科において推薦者を決定し、学生支援委員会の議を経て学長が決定する。

(異動)

第7条 授業料減免採用者が次の各号の一に該当する事項が生じたときは、直ちに学生支援課に届け出なければならない。

- (1) 休学、退学、除籍又は留学
- (2) 本人の氏名、住所、その他重要な事項の変更があったとき。
- (3) 授業料減免を辞退するとき。

(失格)

第8条 授業料減免採用者が、次の各号の一に該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 休学、退学、除籍となったとき。
- (2) 修学の見込みがないとき。
- (3) 学則第64条等により処分を受けたとき。
- (4) 第3条第3項に規定する対象者となったとき。
- (5) 授業料減免を辞退したとき。

(納付の請求)

第9条 授業料減免採用者が、前条のいずれかに該当する場合、学長は当該年度の授業料減免相当額の授業料の納付を求めることができる。

2 前項により授業料納付を求められた者は、授業料納付を求められた日から起算して2週間以内に、所定の授業料減免相当額を一括して納付しなければならない。

3 納付請求の決定は、学生支援委員会の議を経て学長が行う。

(所管)

第10条 この規程の授業料減免に関する事務は、学生支援課において行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2015年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。